

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	G-7		所管部署	こども家庭部	こども家庭センター	母子保健係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	保健福祉施設	小分類	
施設名称	あきる野保健相談所					
所在地	あきる野市 秋川6-1-2				敷地面積(㎡)	2,710.54
延床面積(㎡)	594.45	構造	RC造		建築年度	昭和60
					経過年度	40

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度					
①事業の概要	設置根拠：あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例 設置目的：以下の業務を遂行するため (1)健康相談及び健康診査に関すること。 (2)健康増進等の講習及び研修に関すること。 (3)予防接種に関すること。 (4)その他保健衛生事業に関すること。					
②事業の現状	・母子保健事業全般（乳幼児健診、育児相談、各種教室、歯科健診） ・成人健診（がん検診、骨そしょう症健診） ・健康づくり事業（地域イキイキ元気づくり事業）					
③将来的な事業のあり方（方向性）	・全ての世代が利用できる保健センターの機能を有する複合施設					
④事業の課題	・施設が構造上、手狭なため実施できる事業が限定され、感染症対策を伴った事業実施の際は人数制限をしなければならず、同様の事業を複数回実施しなければならない。 ・施設の老朽化が進んでいるため、修繕に費用がかかっている。 ・現在、2階へ上がる手段は階段のみで、妊婦や子どもを抱いての移動、歩行に障がいのある方への配慮に欠ける。 ・換気システムがないことで、感染症対策が必要である場合、事業を実施している時間は、窓を解放しなくてはならず、夏は暑く、冬は寒くなるため、利用者にとって負担である。加えて、健診等に協力していただいている医師からは、子どもの環境上、空調としては問題があり、「子どもの健康を考えると不適切」と指摘されている。					

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和３年６月時点）	再編等の方向性	集約化・複合化、移転									
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成２０	建替え 又は 長寿命化改修	令和２６	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	６０		
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市内特定集団				備考	・乳幼児健診やその他母子保健に関わる事業全般や成人健診（がん検診等）などの対象者が随時利用している。				
	需要傾向	利用需要低下傾向 （少子化に伴い対象者自体が減少）					・本市の出生数の低下に伴い、対象者である乳幼児健診受診者自体が減少していることから、利用者数は減少している。				
	規模適正度	スペースが不足している					・乳幼児健診やその他母子保健事業等を感染症対策を講じながら実施するには、スペースが不足している。				
	建物活用	多目的利用検討可能			△		・当施設は秋川駅近くの市市中心部にあることで交通環境も充実しており、利用者が利用しやすい場所に設置されている。駐車スペースも確保できている。 ・平成９年度に東京都から母子保健事業の事務移管があり、それに合わせて保健相談所（建物）も都から移譲された。 ・建物の活用については、乳幼児健診や育児相談といった母子保健事業を主として、がん検診等の成人保健事業を実施し、市民の健康と保健衛生の向上を図るための事業を実施している。今後は、災害時の避難所等としても十分に活用できるとよいと考えられる。 ・現在の建物の間取りは手狭なため、多目的利用はできないが、改修等により規模を拡大することで多目的利用も可能となる。 ・建物の改修等が前提であるが、他の保健・福祉機能と集約化・複合化を図ることで、福祉サービス間の連携強化が期待できる。 ・市の出生数は緩やかではあるが減少が見込まれるため、施設数を増やすことはせず、当該施設の整備等により、快適な事業環境を整え、活用しやすい施設にしていけることが重要と考える。				
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される			△						
		設置目的と異なる使用状況あり			×						
		単独機能での建物利用が望ましい			×						
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）			○						
		投票所機能			×						
		避難所機能			×						
	敷地所有	市有地					—				
	都市計画法規制	市街化区域									
	利用圏域	市全域					—				
	広域化可能性	検討不可					・母子保健事業は、母子保健法等で定められた各自治体の実施主体となる事業である。このため現時点においては広域化の可能性は低い。 なお、今後の健診を担う医師不足の状況によっては、広域化の検討を要する可能性はある。				
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）			×		・同種・類似事業を行う施設として、五日市保健センターが存在している。 ・母子保健事業は母子保健法等で定められた事業であり、各自治体の実施主体である。				
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）			○						
		利用圏域に同種・類似施設はない			×						
⑦施策との関連性	関連施策	第２次総合計画テーマ４「みんなが支え合い、育て合うまち」（第４章第２節『安心して子どもを産み育てられる環境の整備』）									
	説明	第２次総合計画（重点施策）で掲げる住民サービス提供のために必要な施設である。									
⑧再編方針及び修繕・改修等の考え方	【方向性】					（同時に行う対応）					
	集約化・複合化、（移転）					（廃止）					
	【再編方針】					【修繕・改修】					
	・市の保健福祉機能（障がい者支援、母子保健など）の集約化を目指すため、秋川健康会館（障がい者支援）とあきる野保健相談所（母子保健事業）を集約化・複合化する。					・建物の集約化（廃止）まで、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、修繕等を実施する。					
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容				想定実施年度	想定対策内容				
	令和８年度以降	・集約化・複合化の位置の検討 ・集約化・複合化した拠点の在り方の検討				令和８年度以降 建物の集約化（廃止）まで	・現時点では想定なし				
⑩計画実行に当たっての留意事項	・集約化・複合化の位置は現あきる野保健相談所敷地又は新事業用地（未定）を想定 ・その他、保健福祉施設の機能の集約化も想定					—					
⑪計画実行後の課題	・現在の建物を集約化・複合化し、廃止した場合、跡地利用を検討する必要がある。					—					